



高齢者虐待防止・救済事業に関する 自治体と弁護士会との連携について

◇◇高齢者虐待防止・救済に向けて 東弁と荒川区が協定

2006年4月から高齢者虐待防止法が施行され、市区町村には高齢者虐待防止・救済のための体制の整備が求められています。また、弁護士も高齢者虐待対応協力者として早期発見・通報義務を負う旨が定められる等、法律上も高齢者虐待防止・救済への積極的な関わりが求められています。そのような立場にある市区町村と弁護士が、高齢者虐待防止・救済に向けてどのように連携・協力していくことができるのかは課題でした。

このような中、2006年12月1日、東京弁護士会は荒川区との間で協定を結び、弁護士会としても積極的に荒川区が行なう高齢者虐待防止・救済への協力・連携をしていくという体制づくりが整うところとなりました。

◇◇審判前の保全処分申立てで 緊急対応が可能に

この協定で画期的なのは、弁護士会から推薦された弁護士が、単に高齢者虐待相談を受けるというだけではなく、紛争性・緊急性が高い成年後見等案件についてすぐに介入できる仕組みづくりがなされた点にあります。

すなわち、高齢者が親族等から虐待を受けている場合、親族申立てによる成年後見等開始審判申立てを模索しているのでは手遅れになる場合があります。また、仮に市区町村長が成年後見等開始審判申立てをしても、すぐには審判が出ないために、審判が出るまでの期間、虐待を放置することになりかねません。市区町村長によって、成年後見等開始審判申立てとともに

に、審判前の保全処分の申立て、具体的には財産管理者の選任や後見等命令の申立てをすることにより、裁判所に速やかに財産管理者を選任してもらい、その財産管理者が高齢者の財産を管理する等して、緊急対応し、これ以上の虐待を防ぐ体制を取ることができるのです。

荒川区においては、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会（高齢者虐待に関する部会）との検討を通して、この手続きの必要性・有用性を意識してもらうことができるようになりました。そして、審判前の保全処分が円滑に申し立てられ、また、速やかに財産管理者が選任されるように、弁護士会から推薦された弁護士を区長申立ての代理人及び財産管理者の候補者に挙げることにしたのです。

◇◇他の自治体への波及効果を期待 さらなる法的手段の検討も

私も、裁判所から選任され、何件かの成年後見人等になっていますが、高齢者虐待（特に財産的虐待の場合）や消費者被害等にあっていた高齢者の場合、申立人が成年後見等開始審判申立てとともに、審判前の保全処分を申し立て、同制度を活用してくれれば、少なくとも審判が出るまでの被害を防ぐことはできたのに…と思うことがあります。

今後、他の市区町村でも同様な動きが広がることを期待しつつ、審判前の保全処分のほかにも高齢者虐待に対して有用な法的手段の検討を高齢者虐待に関する部会でしていきたいと思っています。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
高齢者虐待に関する部会部会長 香川 美里）